

平成 31 年 1 月 10 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 1 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/syokuhin86.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 杉本、沼館、江上

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	特茶 ほうじ茶	サントリー食品インターナショナル株式会社	8010401080079	茶系飲料	ケルセチン配糖体(イソケルシトリンとして)	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1日500mlを目安にお飲みください。	特保	H31.1.10	1775